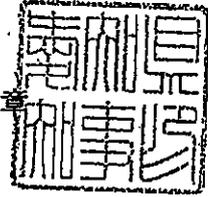


令和 3 年 6 月 2 5 日

名古屋地方裁判所 宛

愛知県知事 大村 秀章



過料事件通知書

下記の者については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第3項に違反しており、同法第79条の規定に基づき、30万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 違反者の氏名及び住所地

氏 名:

住 所 地:

2. 事件の概要

別紙参照

3. 事件の概要に係る添付書類

- ・ 愛知県緊急事態措置 (添付資料 1)
- ・ 個別要請対象店舗への要請状況 (添付資料 2)
- ・ 要請協力状況 (6月3日) (添付資料 3)
- ・ 休業要請事前通知 (添付資料 4)
- ・ 要請協力状況 (6月4日) (添付資料 5)
- ・ 休業要請通知 (添付資料 6)
- ・ 要請協力状況 (6月7日) (添付資料 7)
- ・ 休業命令事前通知および弁明の機会の付与通知 (添付資料 8)
(内容証明・配達記録証明)
- ・ 要請協力状況 (6月16日) (添付資料 9)
- ・ 休業命令通知 (添付資料 10)
(内容証明・配達記録証明)
- ・ 要請協力状況 (6月18日～6月20日) (添付資料 11～13)
- ・ 住民票 (添付資料 14)
- ・ 営業所等の登記簿抄本 (添付資料 15)
- ・ 公表の記録 (添付資料 16)
- ・ 学識経験者の意見 (添付資料 17)

4. 参考資料

施行通知（令和3年2月12日付事務連絡）

以上

担当 防災安全局防災部防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ
電話 052-954-7414

別紙

- 1 令和3年5月31日、愛知県知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条2項に基づき、令和3年6月1日から令和3年6月20日の間、県内全ての酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対し、休業又は営業時間の短縮をするよう要請を行った。（添付資料1）
- 2 6月2日、 にて、 という名称で飲食業を行う事業者が、20時以降も営業を継続しているという情報を得たことから、県職員が当該店舗に架電し、法の趣旨や把握した違反内容を説明し、是正を依頼した。（添付資料2）
- 3 6月3日、県職員が当該店舗の現地確認を行い、20時以降も営業を継続していることを確認したことから（添付資料3）、当該店舗の施設管理者に対し、要請事前通知書を手交した。（添付資料4）
- 4 6月4日、県職員が当該店舗の外観を目視し、20時以降も営業を継続していることを確認した。（添付資料5）
- 5 6月5日、改善の意思が見られないため、当該店舗の施設管理者に対して、要請通知書を郵送した。（添付資料6）
- 6 6月7日、県職員が当該店舗の外観を目視し、20時以降も営業を継続していることを確認した。（添付資料7）
- 7 6月8日、改善の意思が見られないことから、当該店舗の管理責任者である に対して、命令事前通知書及び弁明の機会の通知書を郵送した（添付資料8）
- 8 6月16日、県職員が当該店舗の外観を目視し、20時以降も営業を継続していることを確認した。（添付資料9）
- 9 6月17日、改善の見込みがなく、命令事前通知に対する弁明もないことから、 に対して、令和3年6月18日から令和3年6月20日の期間中、当該施設の利用停止を命令した。（添付資料10）
- 10 当該命令にもかかわらず、令和3年6月18日から令和3年6月20日までの間、当該店舗は営業を行った（添付資料11～添付資料13）。これは、法79条に該当することから、今般、過料に処すべき旨通知を行う。

「緊急事態宣言」の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、5月12日から5月31日までの20日間、緊急事態宣言による緊急事態措置により、新型コロナウイルス感染症の第4波の克服に向けて、感染防止対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、引き続き新規陽性者数、入院患者数が多く、医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、6月1日から6月20日までの20日間、緊急事態宣言の期間延長を決定しました。

このため、今一度、不要不急の行動自粛、飲食店等に対する休業・営業時間短縮要請、大規模商業施設等への土日の休業要請など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

県民・事業者の皆様、医療関係者、市町村等関係機関、オール愛知一丸となって、心を一つにワン愛知で、新型コロナウイルス感染症を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 延長期間 6月1日（火）から6月20日（日）までの20日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県緊急事態措置」にご協力をお願いします。

2021年5月28日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県緊急事態措置

県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年5月12日(水)～5月31日(月)

延長期間：6月1日(火)～6月20日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、日中も含め、外出の自粛を要請します。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えてください。
- 法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛を要請します。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。

○特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は自粛してください。

○感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。

○これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

○「感染しない、感染させない」を徹底してください。

○会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用してください。

○日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。

○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。

○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。

○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請

ア 休業の要請(法第45条第2項に基づく要請)

○県内全ての酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(「別表1」に定める施設。飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)に対し、休業を要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

イ 営業時間短縮等の要請(法第45条第2項に基づく要請)

- 上記ア以外の飲食店(「別表2」に定める施設。宅配・テイクアウトを除く。)に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

・営業時間 5時から20時まで(酒類及びカラオケ設備の提供は取り止めること。酒類の店内持込みは認めないこと。)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 施設の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

※入場整理等を行う場合は、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

ウ 結婚式場に対する働きかけ

- できるだけ短時間(例えば1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方)で開催するようお願いします。

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

- 「別表3」に定める施設に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

・要請内容 別表3の「緊急事態宣言での措置」のとおり。

6月20日(日)までの土日は、1,000㎡を超える商業施設(生活必需物資を除く)、遊技場、遊興施設、サービス業(生活必需サービス除く)におきましては、特措法第24条第9項に基づき休業を要請します。

また、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底をお願いします。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど、別表4の対策をお願いします。
- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑧ テレワークの徹底等

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の徹底をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いいたします。

⑩ 屋外照明の夜間消灯

- 屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯に協力をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表5の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請します。
- あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 不要不急の旅行や帰省など県外への移動の自粛をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止又は延期するようお願いします。

Ⅳ. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての

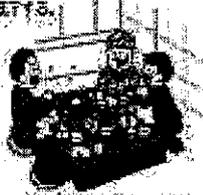
医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

- 国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表6」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤アの休業の要請に応じた事業者及び⑤イの営業時間短縮等の要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、第三者認証制度の整備・普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で免疫力が低下すると同時に注意力が低下する。また、酔いが醒めると、大きな声になりやすくなる。
- 特に懇親会などで盛り上げられている際に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し相手や相手を識別する能力も低下する。



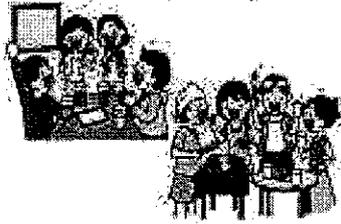
場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、大人数を伴う飲食、夜間の過ごし方では、感染リスクが高まる。
- 大人数、長時間以上飲食する場合は、大人数が滞在する場所が狭くなるため、感染リスクが高まる。



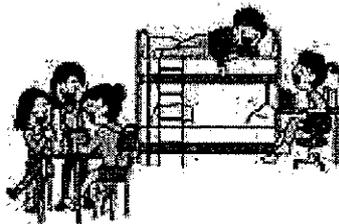
場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしでの会話で会話をするだけで、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話場としては、接客カウンターなどの業務が確認されている。
- マスクで呼吸する際の集中力や注意が必要。



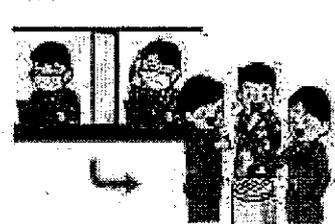
場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたって換気量が減少するため、感染リスクが高まる。
- 狭い経路やトイレなどの共用部分での通達が避けられず、感染が拡大されている。



場面5 階層所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、階層を切り替える時、気の配りや通風の状況により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



【出典】新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

別表1 休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	休業要請 (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設(飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)	

別表2 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮(5時～20時) ・入場整理等の感染防止対策
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない遊興施設	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

別表3 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第5号	集会場、公会堂 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ*、ホットヨガ*、ヨガスタジオ* など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 *：6/1（火）から国・事務連絡に基づき変更

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	(スポーツクラブ)*、(ホットヨガ)*、(ヨガスタジオ)*、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：平日は、20時までの営業時間短縮要請、土日は、休業を要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと *：6/1（火）から国・事務連絡に基づき変更（上段第9号に移行）
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：平日は、20時までの営業時間短縮要請、土日は、休業を要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

別表4

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあろう。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

(出典)2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表5 イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

イベントの開催制限

収容率	人数上限	営業時間短縮
50%	5,000人	21時

- (注) ・ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
 ・ 収容人数が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保できること

※その他、詳細については国からの通知に基づき運用する。

催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを待参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が挨拶等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) *マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、取替人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した経導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外 (例: 観客席等) は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事が可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安 (人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう) を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表6 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
飲食店感染防止対策コールセンター	052-977-3855	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後8時 (土・日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)	
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体	
中小企業金融課	052-954-8333		中小・小規模企業金融支援策	
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策	
産業人材育成支援センター	052-954-8717			
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体	
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)			
知多県民事務所産業労働課	0568-21-8111(代表)			
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)			
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498			
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)			
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)			
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301			中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841			中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0568-35-5151			
三河窯業試験場	0566-41-0410			中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116			
食品工業技術センター	052-325-8091			中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0566-45-7871			中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
三河繊維技術センター	0533-59-7333			
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071			中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策	
総合相談窓口	0120-454-754			
西三河支店	0564-25-2430			
東三河支店	0532-57-5611			
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体	
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体	

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人材教育グループ	052-954-8799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-8793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公費の了承の得られた医療機関)			
			https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/372159.pdf

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1689		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0584-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市
	052-856-0318	土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6588	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	0565-31-1212	夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0584-21-1133		岡崎地域
	0566-72-1133		一宮地域
	0581-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0568-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張瀬尾地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2188	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-8211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
真保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-8552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2282		
昭和保健センター	052-735-3864		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-8883		
中川保健センター	052-383-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-854-8272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県長相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県長相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県長相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

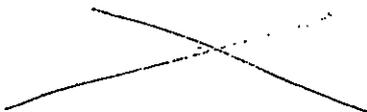
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく個別要請の状況

添付資料 2

店名	所在地	営業の実態	個別要請の経過
			6月2日
			営業時間:17:00-24:00
			酒類を提供
			営業状況を確認

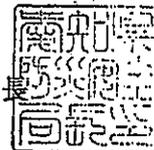
42

現地確認調査票

調査担当職員	・ 高橋 志穂 ・ 岡田 克久	調査日時	6月 3日(不) 20:00 ~ 20:05
営業実態	あり・なし	営業時間	17:00 ~ 24:00
酒類提供施設	該当・非該当	該当の場合	提供・休止
カラオケ設備	あり・なし	ありの場合	提供・休止
業態・施設類型	飲食店	違反の有無	あり・なし
従わない理由	クラスターが飲食店からと言われているが、他にも発生している。 オリンピックもせめて、家で飲食店の休業のみの生活が求められている。		
感染防止対策	1. 入店時の感染防止対策	チェック	
	・ 順番待ち等の列ができた場合、列の整理または呼びかけを実施していますか	○	
	・ 発熱その他風邪症状のある方やマスクを着用しない方の入場の禁止の呼びかけをしていますか		
	・ 手指消毒の呼びかけを実施していますか		
	・ 店内入口に消毒設備を設置していますか		
・ 同居家族か、いつもいる4人までの呼びかけを実施していますか			
2. 食事時の感染防止対策			
・ 「大声をださない」等の飲食の提示または呼びかけを実施していますか	×		
・ 食事中以外のマスク着用の提示または呼びかけを実施していますか			
3. 店内の感染防止対策			
・ テーブルやドアノブなど、複数人が触る箇所の消毒を実施していますか	×		
・ 窓・ドア等を定期的に開放する換気を実施していますか			
・ 換気設備による換気を実施(エアコンを含む)していますか			
・ CO2 測定器を利用し、換気状況のモニタリングを実施していますか			
・ 全ての座席にアクリル板等の飛沫防止対策を実施していますか			
・ 座席間隔は1m以上保たれていますか			
4. 従業員の感染防止対策			
・ 従業員の感染防止対策を実施していますか	○		
店舗周辺環境	【周辺に存在する要請を守っていない施設】 		

3 防 危 第 1 6 6 号
令 和 3 年 6 月 3 日

愛知県防災安全局長



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の
要請について（事前通知）

本県では、本年5月7日に国の緊急事態宣言を受け、愛知県が、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、令和3年5月12日から6月20日までの間、県内の飲食店等に対して施設の使用停止（休業）を要請しているところであり、既に県内の多数の施設で御協力をいただいているところです。

さて、貴施設は同法に基づく「施設の使用停止」の要請の対象であるにもかかわらず、本日の現地確認の結果、営業を継続していることが明らかとなりました。

貴施設は、政府が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することが求められており、飲食の場はまさに感染リスクが高いと指摘されております。

こうした施設の使用を継続した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる可能性が高いと考えられることから、6月4日（金）午後8時以降も業務継続が認められれば、同法第45条第2項に基づく、「施設の使用停止（休業）」を個別に要請することになります。ただし、酒類の提供及びカラオケ設備の提供を休止した場合には、休業までには能わず、午前5時から午後8時までの間の営業時間の短縮で差し障りありません。

つきましては、貴施設におかれましても、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と県民の命を守るため、是非「施設の使用停止（休業）」の要請について、御理解と御協力をいただきますとともに、本通知到着後、6月4日（金）午後8時までに、「施設の使用停止（休業）」をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、同法第45条第2項の要請を行った場合、同条第5項の規定に基づき、施設名等を公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

【問い合わせ先】

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

電話番号：052-954-6191

要請協力状況確認票

17

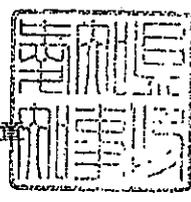
17

		結果記入	特記事項
確認日時	調査担当者	項目	
6/4(金) 20:27	浦元保安課 黒原	営業を終了している	
		営業している	○
		営業している疑いがある	
		外観から目視できない	
		飲食店以外の店になっている	
		廃業している	
		その他	

3 防危第 1 8 3 号
令和 3 年 6 月 5 日



愛知県知事 大村 秀章



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）
について（要請）

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 4 5 条第 2 項に基づき、令和 3 年 5 月 1 2 日から 6 月 2 0 日までの間、県内の飲食店等に対して施設の使用停止（休業）を要請しておりますが、6 月 4 日 2 0 時の時点において [Redacted] 施設の使用を継続されていることを確認しております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態において、当該感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため、同法第 4 5 条第 2 項に基づき、本状到着から 6 月 2 0 日までの間、[Redacted] 施設の使用停止（休業）を要請します。

なお、同法第 4 5 条第 2 項の規定に基づく個別要請を行った場合、同条第 5 項の規定に基づき、本県のホームページにおいて、貴施設名 [Redacted] 及び所在地、要請の内容、要請の理由について公表を行う場合があります。

施設の使用を停止した場合には、下記問い合わせ先に連絡してください。ホームページ掲載後に施設の使用を停止した場合には、上記の掲載情報を削除します。

また、本県知事から別途要請を終了する旨の通知が行われた場合は、当該通知をもって要請は終了するものとします。

【問い合わせ先】
愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム
電話番号：052-954-6191

17 42

要請協力状況確認票

17 42

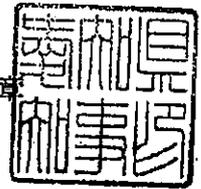
		結果記入	特記事項
確認日時	令和3年6月7日 20時28分		
調査担当者	主事 阿部大亮		
店舗状況	項目		
営業終了	営業を終了している		
営業中	営業している	○	客が数名着座別荘員と確認
	営業している疑いがある		
その他	外観から目視できない		
	飲食店以外の店になっている		
	廃業している		
	その他		

3 防 危 第 1 9 4 号
令 和 3 年 6 月 8 日

【 送 付 先 】



愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

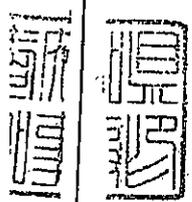


新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置 法 に 基
づ く 施 設 の 「 使 用 停 止 (休 業) 」 の 命 令 に
つ い て (事 前 通 知)

本 県 で は 、 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特
別 措 置 法 第 4 5 条 第 2 項 に 基 づ き 、 令 和 3
年 5 月 1 2 日 か ら 6 月 2 0 日 ま で の 間 、 県
内 の 飲 食 店 等 に 対 し て 施 設 の 「 使 用 停 止
(休 業) 」 又 は 「 営 業 時 間 の 変 更 」 を 要 請
し て い る と こ ろ で あ り 、 既 に 県 内 の 多 く の
施 設 で 御 協 力 を い た だ い て い る と こ ろ で
す 。

さ て 、 貴 施 設 に 対 し て は 、 令 和 3 年 6 月
5 日 付 け 3 防 危 第 1 8 3 号 に て 、 新 型 イ ン
フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置 法 第 4 5 条 第 2
項 に 基 づ き 、 文 書 到 達 日 か ら 6 月 2 0 日 ま

での間、貴施設の「使用停止（休業）」を個別要請しておりますが、6月7日20時の時点において、施設の使用を継続されていることを確認しております。貴施設は、業務の性質上、多くの人が集まりいわゆる「3密」の環境となりうるものであり、施設の使用を継続した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる可能性が高いと考えられることから、6月15日20時以降に営業していることが認められれば、同法第45条第3項に基づく「使用停止（休業）」を命令することになります。つきましては、貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と県民の命を守るため、是非施設の「使用停止（休業）」の要請に ついて、御理解と御協力をいただきますとともに、本状到着後、6月9日20時まで「使用停止（休業）」をしていただきますようお願いいたします。なお、同法第45条第3項の規定に基づく命令を行つた場合、同条第5項の規定に基づき、本県のホームページにおいて、貴施設名及び所在地、命令の内容、命令の理由について公表を行う場合があります。



6.8
12-18

12-18

施設の使用を停止した場合には、下記問い合わせ先に連絡してください。

【差出人（問い合わせ先）】

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

担当者：太田吉則

電話番号：052-954-6191



この郵便物は令和3年6月8日第07890号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



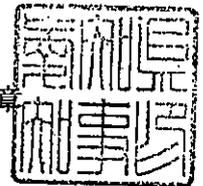
3 防 危 第 1 9 5 号

令 和 3 年 6 月 8 日

【 送 付 先 】



愛 知 県 知 事 大 村 秀 章



弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

行 政 手 続 法 第 3 0 条 の 規 定 に よ り 、 次 の と
お り 弁 明 の 機 会 を 付 与 す る の で 通 知 し ま す 。

1 . 予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容 及 び 根 拠
と な る 法 令 の 条 項

貴 施 設 の 使 用 制 限 (営 業 時 間 を 2 0 時 ま で
と す る こ と 、 酒 類 の 提 供 を 行 う 場 合 は 休 業 す
る こ と) の 命 令 。

根 拠 法 令 : 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措
置 法 第 4 5 条 第 3 項

2 . 不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実

6 月 7 日 の 現 地 確 認 等 に よ り 、 特 措 法 第 4
5 条 第 2 項 の 要 請 に 応 じ る こ と な く 、 貴 施 設

U.O.O
12-18

が 20 時以降の施設の使用を継続されていることを確認。

3. 弁明書の提出先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(愛知県庁本庁舎2階)

4. 弁明書の提出期限

令和3年6月15日(火)

(注) 代理人を選任するときは、委任状等代理権を証する書面を提出してください。

【差出人(問い合わせ先)】

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

担当者：太田吉則

電話番号：052-954-6191

この郵便物は令和3年6月8日第07878号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

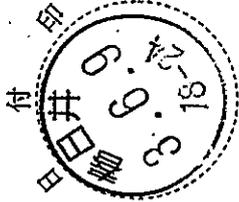
愛知県庁内
3.6.8
12-18

郵便保証司

3.6.8



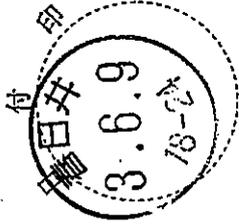
郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	様
お問い合わせ 番号	号
<p>上記の郵便物等は、<u>3</u>年<u>6</u>月<u>9</u>日に 配達しましたので、これを証明します。</p>	
 日本郵便株式会社	

207370 (2020-SYE)



郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	様
お問い合わせ 番号	号
<p>上記の郵便物等は、<u>3</u>年<u>6</u>月<u>9</u>日に 配達しましたので、これを証明します。</p>	
 日本郵便株式会社	

207370 (2020-SYE)

2-42

2-42

要請協力状況確認票

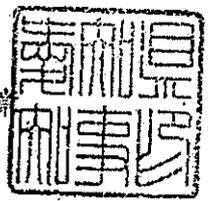
確認日時	6月16日 20時/21時		
調査担当者	高橋 志穂		
店舗状況	項目	結果記入	特記事項
営業終了	営業を終了している		
営業中	営業している	✓	
	営業している疑いがある		
その他	外観から目視できない		
	飲食店以外の店になっている		
	廃業している		
	その他		

3 防 危 第 2 - 1 2 号
令 和 3 年 6 月 1 7 日

【 送 付 先 】



愛 知 県 知 事 大 村 秀 章



新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置 法 に 基
づ く 施 設 の 「 使 用 停 止 (休 業) 」 に つ い て
(命 令)

令 和 3 年 6 月 8 日 付 け 3 防 危 第 1 9 4 号
に て 、 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置
法 第 4 5 条 第 3 項 に 基 づ き 、 令 和 3 年 5 月
1 2 日 か ら 6 月 2 0 日 ま で の 間 、 県 内 の 飲
食 店 等 に 対 し て 施 設 の 「 使 用 停 止 (休
業) 」 に つ い て 命 令 事 前 通 知 を し て い る と
こ ろ で す が 、 6 月 1 6 日 2 0 時 の 時 点 に お
い て 、 貴 施 設 の 使 用 を 継 続 さ れ て い る こ と
を 確 認 し て お り ま す 。

つ き ま し て は 、 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染
症 緊 急 事 態 に お い て 、 当 該 感 染 症 の ま ん 延
を 防 止 し 、 国 民 の 生 命 及 び 健 康 を 保 護 し 、

並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避
するため、同法第45条第3項に基づき、
6月18日から6月20日までの間、貴施
設の使用停止（休業）を命令します。
また、同条第5項の規定に基づき、本県
のホームページにおいて、貴施設の名称及
び所在地、命令の内容、命令の理由につい
て公表を行う場合があります。
この処分について不服があるときは、こ
の処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内にと、及び6月以内
に審査請求をして愛知県を被告とするこ
とができる。この処分に対する起算して
6月以内には、この処分に対する起算して
6月以内に提起すること。また、下記問
い合わせ後に施設の使用を停止した場
合は、上記の掲載情報を削除し、また、
本県知事から別途要請を終了するも
つて要請は終了するものとし、



0-12

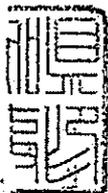
【 差 出 人 （ 問 い 合 わ せ 先 ） 】

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部特
措法対策チーム

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

担当者：太田吉則

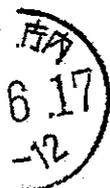
電話番号：052-954-7414



この郵便物は令和3年6月17日第08090号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



2-42

要請協力状況確認票

2-42

確認日時	6月18日 20時 20分	結果記入	特記事項
調査担当者	高橋 心穂		
店舗状況	項目		
営業終了	営業を終了している		
営業中	営業している	✓	
	営業している疑いがある		
その他	外観から目視できない		
	飲食店以外の店になっている		
	廃業している		
	その他		

APハシ

要請協力状況確認票

2-42

2-4
添付資料12

確認日時	令和3年6月19日(土) 20時13分		
調査担当者	災害対策課 原		
店舗状況	項目	結果記入	特記事項
営業終了	営業を終了している		
営業中	営業している	○	
	営業している疑いがある		
	外観から目視できない		
	飲食店以外の店になっている		
その他	廃業している		
	その他		

2-42

要請協力状況確認票

2-42

確認日時	2021年6月20日午後9時22分		
調査担当者	梶原 全課 松本 若木		
店舗状況	項目	結果記入	特記事項
営業終了	営業を終了している		
営業中	営業している	✓	
その他	○ 営業している疑いがある		入口は消灯も、中から撤収する 等、取組は完了
その他	外観から目視できない		
その他	飲食店以外の店になっている		
その他	廃業している		
その他	その他		感染防止協力ステッカー貼付 状況に備え

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [健康管理](#) > [愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト](#) > [新型インフルエンザ等対策特別措置法第45第3項に基づく命令を行った施設について](#)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45第3項に基づく命令を行った施設について

掲載日:2021年6月16日更新

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく命令を行った施設について

愛知県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第32条第1項に基づき政府が発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を受け、2021年5月12日(水)から6月20日(日)までの間、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、愛知県緊急事態措置として飲食店等に対し、法第45条第2項に基づく要請(休業、又は営業時間短縮及び酒類・カラオケ設備の提供の取り止め)を行ってきました。

本日、この要請に応じていただけない9施設について、下記のとおり法第45条第3項に基づく命令を行いましたので、お知らせします。

なお、法45条第3項に基づく命令を行った施設は、6月10日(木)に発表した30施設(12市1町)と併せて、計39施設(12市1町)となります。

1 命令の内容

施設の使用停止(休業)

(ただし、酒類の提供を取り止める場合には、午前5時から午後8時までの営業時間短縮)

2 命令対象施設

施設所在地	施設数
名古屋市	9

[問合せ] ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

○愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)

対応内容:「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスター、休業・営業時間短縮要請、愛知県感染症防止対策協力金(4月20日～5月31日実施分(大規模施設枠)・6月1日～6月20

日実施分)、愛知県中小企業者等応援金、その他新型コロナウイルス感染症に関すること

電話番号:052-954-7453

受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○協力金専用コールセンター

対応内容:愛知県感染防止対策協力金(2月8日~3月21日実施分・3月22日~4月19日実施分・特例受付分・4月20日~5月31日実施分(時短枠、カラオケ枠))

電話番号:052-228-7310

受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○飲食店感染防止対策コールセンター

対応内容:換気、アクリル板の設置方法等の飲食店における感染防止対策の技術的内容、飲食店の感染防止対策に係る支援制度の紹介、お客様に対する感染防止対策への協力依頼の方法

電話番号:052-977-3655

受付時間:午前10時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○新型コロナウイルス感染症が心配な時の看護師による一般相談窓口(健康相談)

電話番号:052-954-6272

受付時間:午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

別紙

愛知県新型コロナウイルス医療専門部会長
(氏名) 長谷川 好規

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく
命令に係る意見について

(意見) 愛知県の感染状況は、病床使用率62.4%、重症者用病床使用率65.1%、10万人当たりの療養者数62.7人、PCR陽性率11.3%は沖縄についてワースト2位、新規陽性者数も沖縄、北海道についでワースト3位となっており、いずれの指標もステージIVであり、全国的に高い値を示している(6月1日の状況)。これらから考えるに、愛知県において緊急事態宣言下といえども感染が制御されている状況に到達できていないと判断され、一層の感染機会の抑制と人流の抑制が求められる。新型コロナウイルスはすでに従来株から変異株に置き換わり、感染力が従来株の1.5倍から1.7倍に高まっており、きわめて容易に「人-人」感染が発生する状況である。これまで以上に、『3つの密』に当たる環境の厳密な制限が必要である。感染リスクが高い場である飲食店におけるクラスターの多発は、一層の注意が必要であり、飲食店の営業時間短縮など感染防止措置の徹底が求められる状況である。要請に応じない施設への人流の集中、クラスター発生のリスクを避けるため、要請に応じない施設への指導の強化、また、最終的には命令の対象とすることは妥当であると考えます。